

第10回鴨川府民会議 概要

第1 日時 平成22年5月20日（木曜日） 午後1時30分から4時30分まで

第2 場所 京都府公館レセプションホール

第3 出席者

【公募、有識者メンバー】

金田章裕（座長）、池永昇、井上理砂子、上田文博、大牟田英子、久保明彦、菅恒敏、杉江貞昭、高橋恭弘、田中真澄、土屋義信、土居好江、中田昭、中村桂子、新川達郎、西村淳暉、松井恒夫、三谷桂和、森田宏明、山内康正、山本衣子（座長・副座長以外五十音順）

【行政メンバー】

京都市 大西功（建設局建設企画部建設企画課長）

京都府 小泉和秀（京都土木事務所長）

【事務局（京都府）】

安藤淳（建設交通部長） 田井中靖久（建設交通部理事）、福井司郎（建設交通部河川課参事）ほか

【一般傍聴 3名】

第4 内容

1 開会あいさつ

○事務局（田井中）

皆様お待たせをいたしております。金剛さんは少しおくれられるみたいでございまして、定刻も越えておりますので、ただいまより第10回の鴨川府民会議につきまして、始めさせていただきますと思います。

本日は皆様お忙しいところ、お集まりをいただきまして、まことにありがとうございます。またお足元の悪い中、お集まりをいただき、ありがとうございます。

本日の進行役を務めさせていただきます京都府建設交通部河川課の田井中でございま

す。どうぞよろしく願いをいたします。

それでは、開会に当たりまして、京都府建設交通部長の安藤からごあいさつを申し上げます。安藤部長、よろしく願いいたします。

○事務局（安藤）

ただいま御紹介ありました建設交通部長の安藤でございます。メンバーの皆様におかれましては、鴨川府民会議に御出席をいただきまして厚く御礼を申し上げます。

この鴨川府民会議でございますけれども、今回の会議からが第2期のスタートということになります。新しいメンバーといたしまして、有識者の方2名、また公募の方も7名をお迎えいたしまして、これから2年間の任期ということでいろいろお世話になろうかと思っております。よろしく願いしたいと存じます。

御承知のとおり、この鴨川でございますけれども、平安京の造営以来1200年の長きにわたりまして、京都の人々の生活と密接にかかわってきた川でございます。氾濫を繰り返しつつ、一方では京都の優れた文化、芸術をはぐくんだ川でございます。また、京都市という大都市の中心部にあって、清い水流を保ちつつ、多くの人々に憩いの場を与えて、親しまれているということで、世界的に見ても類を見ない特別な川ではないかと考えてございます。

京都府といたしましては、このかけがえのない鴨川を府民の共有の財産として、守り育み、次の世代に引き継ぐということで、平成19年に京都府鴨川条例を制定いたしましたところでございます。この鴨川条例には治水、景観、利用といったさまざまな規定を盛り込んでおりますが、これに基づきましてこれまで放置自転車対策、あるいはバーベキューや打ち上げ花火の禁止、鴨川四季の日、また環境保全区域を指定いたしまして、土砂の流入を防止すると、こういったような取り組みを進めてきたところでございます。

またこの鴨川府民会議も、鴨川条例の第24条に基づいて設置されました会議でございます。まさに府民協働、また京都府と京都市の連携の場ということでございます。この会議におけます意見を参考にさせていただいて、また反映させながら、必要に応じてこの第2期におきましては、鴨川条例の見直し等も視野に入れながら進めてまいりたいと考えているところでございます。

本日の会議でございますが、盛りだくさんの内容となっております。活発な御議論をお願いいたしまして、ごあいさつとさせていただきます。よろしく願いいたします。

○事務局（田井中）

部長どうもありがとうございました。それでは少し座らせていただいて、次に、部長が申しましたように、本日は第2期の最初の会議でございますので、御出席をいただいております皆様を、配付しております名簿の順に、事務局から御紹介をさせていただければと考えてございます。その場で御起立をいただければ幸いと存じます。

最初に池永昇様。井上理砂子様。上田文博様。大牟田英子様。川崎雅史様でございますが、本日は御都合により御欠席でございます。金田章裕様。久保明彦様。金剛育子様、本日は御都合により御欠席ということでございます。菅恒敏様。杉江貞昭様。高橋恭弘様。田中真澄様。土屋義信様。土居好江様。中田昭様。中村桂子様。新川達郎様。西村淳暉様。松井恒夫様。三谷桂和様。森田宏明様。山内康正様。山本衣子様。委員でございます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

次に、本日出席の行政メンバーを御紹介いたします。京都市建設局建設企画部建設企画課長の西功様でございます。京都府京都土木事務所長、小泉和秀でございます。

続いて京都府の出席者を紹介いたします。先ほどごあいさついたしました安藤建設交通部長でございます。私、建設交通部理事の田井中でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。そのほか関係の職員が出席をさせていただいているところでございます。

なお、安藤部長につきましては、急な公務のため、御意見交換の前に退席をさせていただきますので、あしからず御了解をお願い申し上げます。

それでは、議事に入ります前に、お手元の資料の確認をさせていただきたいと存じ上げます。本日は資料として、次第、出席者名簿、裏面が配席図になっているものでございます。それと、資料1から資料8まで、あわせまして鴨川府民会議開催要領、それから中村様のほうからミニミニ野鳥図鑑をいただいております、配付させていただいているところでございます。過不足等ございませんでしょうか。会議の途中でも結構でございますので、不足等ございましたら事務局に申し出ていただきますようお願いを申し上げます。

次に、第2期の第1回の会議でございますので、要領に基づきまして、座長の選出をお願いしたいと存じ上げております。要領によりまして、互選ということでございますが、事務局といたしましては、第1期に引き続き、金田様をお願いしたいと存じておりますけれども、どなたか御意見ございましたら、よろしくお願いをいたします。杉江様、よろしくお願いをいたします。

○杉江

はい。この鴨川条例ができるまで、もっと以前からいろいろと鴨川のことを精通なさっておられる金田様に、ぜひとも2期も座長を受けていただきたいと、こう思っております。

○事務局（田井中）

ありがとうございました。金田様に座長にという御意見でございましたけれども、皆様いかがでございましょうか。

それでは、御異議もないようでございますので、金田様に改めて座長をお願いしたいと存じます。金田様、引き続き座長のほう、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、早速議事に入っていただきたと考えてございます。議長は座長にさせていただくことになってございますので、金田様には座長就任のごあいさつをいただいた後に、副座長を御指名していただき、その上で議事進行をお願いできればと考えているところでございます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○金田座長

ただいま御指名いただきました金田でございます。第1期のときも座長を務めさせていただきましたのですが、甚だ進行に、不手際が多くて、特に時間を守ることができなくて、今でもまだ自信がないのでありますが、御指名でございますのでお受けいたします。また、御協力をいただいて、この鴨川府民会議を続けさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、規定によりまして、副座長をお願いしないといけないのですけれども、これは規定では座長が指名するということになっておりますので、僭越ですが、座長のほうからお願いをしたいと思います。第1期のときにも副座長をお願いしておりました、川崎委員にお願いしたいと思っております。たまたま本日御欠席でございます。欠席裁判のような形になりまして恐縮なのですが、事務局のほうは何かお聞きになっておりますでしょうか。

○事務局（田井中）

はい。川崎様でございますけれども、本日御欠席でございますけれども、事前に副座長に指名されれば、御受託いただけるかどうかを御確認させていただいて、受託する旨御回答いただいていることでございます。

○金田座長

ということでございますので、ぜひ川崎委員にお願いしたいというふうに思っております。どうぞよろしく御了解のほどお願いいたします。

それでは、事務局のほうからまた改めて川崎先生にお願いをしていただけますでしょうか。

○事務局（田井中）

はい、そのようにさせていただきます。どうもありがとうございました。

○金田座長

それでは、早速議事に入らせていただきます。本日は会議次第にありますように、意見交換が3件、それから報告事項が5件準備されております。この順番に進めさせていただきますと思います。どうぞよろしく願いをいたします。

2 意見交換

(1) 今後の運営について

○金田座長

まず、意見交換の1は「今後の運営について」ということになっております。事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（福井）

河川課の福井でございます。資料1、「次回以降の意見交換の内容について」御説明をいたします。

鴨川府民会議につきましては年に4回ほど開催を予定しておりますが、これまで第1回から第9回までの府民会議におきまして、資料1にありますように、ここの資料1では黒丸のついている項目につきましては、これまでメンバーの方から提案をいただいて、議題として意見交換を実施したものでございます。それから白丸のついた項目につきましては時間の都合もございまして、これまでまだ意見交換のできていない項目でございます。表裏に載せております。

今回新しくこの会議に出席されたメンバーの方もいらっしゃいますので、改めて今後意見交換をする内容につきまして、皆様方に御意見を伺いたと思います。この場で御意見を伺いたと思いますが、それともう一つ、その2枚目のところをあげていただきますと、鴨川府民会議意見交換内容提案用紙というものをつけております。最初につけており

ますのが記入例でございますが、3枚目のところの用紙に、記入例を参考にさせていただいて、提案したい議題等がございましたら、記載の上、事務局の方に提出していただくということもあわせてお願いをしたいと思います。この下の注に書いていますように、提案件数について制限は特にございませぬ。提案は5月の末日までに事務局のほうに郵送でもファクスでも電子メールでも送っていただいても結構でございます。いただきました意見につきましては事務局で整理をいたしまして、次回の府民会議で今後の議題ということで、ごらんいただきたいというふうに考えております。

説明は以上でございます。

○金田座長

ありがとうございます。ただいま御説明いただいたとおりであります。第1期のときに既にたくさんここで取り上げて御議論をいただき御意見をお出しいただけるとありがたいということで、資料1のようにたくさん上がっております。今の話になかったかもしれませんが、前は年に4回ほどこの会議をさせていただいて、相当時間をとって御議論いただいたのですけれども、それでも全体、何もかも取り上げられたわけではありませぬ、既にこれだけ滞貨で残っております。しかしながら、ほかにもこういう話題についてぜひということがございましたら、それをぜひとも承りまして、取り上げていきたいと思っております。

今まで十分に議論できなかつた理由の一つは、最大のものは時間ですけれども、もう一つは、これを議論するための実データとか実情の調査を事務局のほうでやっておりますので、その準備ができたものを取り上げるということもございました。したがって、これだけ滞貨があるけれども、しかしながらこれですべてだというわけではございませぬので、ぜひともよろしくお願ひをいたします。

なお、この鴨川府民会議というのは大変ユニークな会だというふうに心得ております。第1期についても御参加いただきました方々には御承知いただいておりますけれども、今回第2期から初めて御参加いただく方々には、ぜひとも御了解いただきたいと思いますが、この鴨川府民会議というのは、条例に基づいて設置されているわけでございますけれども、その鴨川府民条例が設置基準のもとでございますが、ここでは意見交換をさせていただき、いろいろな貴重な御意見をいただくというのが主たる目的でございます、議会のような議決機関ではございませぬので、そのことについて一つ御了承お願ひしたいところであります。

先ほどこの点は安藤部長のほうからも御紹介がありましたが、議決機関ではないと、御意見を承るという機関ではございますが、ここで承りました意見につきましては、整理して知事にお伝えをして、それを行政施策に反映していただくという形で進めてきておりますし、今後も進めていただけるものと思います。そういう意味では、ぜひとも有益な御意見を賜りますようお願いしたいと思っております。

ここでいただきました御意見、あるいはこの会議の議事録等につきましては、事務局のほうで文章化した上で、これはどこで見ることができたんですか、ちゃんとネットで公開しているわけです。そのことをちょっと御説明お願いいたします。

○事務局（福井）

京都府のホームページのほうで、議事録と資料も含めて公開をしております。

○金田座長

ホームページに鴨川府民会議というのがあるわけですね。

○事務局（福井）

はい。京都府のホームページをあけていただきますと、鴨川府民会議、鴨川条例、その辺も全部載っておりますので。

○金田座長

ということだそうございまして、第1期の第9回までの分もそこに載って公開しております。本日のも含めまして、これからもそういうふうに御意見を公開していくという形で、進めさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いをいたします。

何か御質問などございませんでしょうか。もし特に御質問などないようでしたら、意見交換の2番目に入らせていただいてよろしいでしょうか。

（2）鴨川・高野川における樹木管理について

○金田座長

意見交換の2番目が早速具体的なテーマになりますけれども、「鴨川・高野川における樹木管理について」ということとさせていただきます。これにつきましても、まず事務局のほうから説明をしていただけませんでしょうか。

○事務局（福井）

資料2の「鴨川・高野川における樹木管理について」ということとさせていただきますが、現在の鴨川の塩小路橋から賀茂川通学橋までと、高野川の出町の合流点のところから松ヶ崎橋

の河川敷の間に約141種類、5,400本の大小さまざまな樹木がございます。その中には自生したものや寄付をいただいているものとか、京都府で植栽したものなど、さまざまございます。桜について見てみますと、そのうちの約20%、1,111本が桜でございます。これらの樹木の特徴といたしましては、樹齢の高いもの、それから大きな木が多いということが挙げられております。例にも書いておりますけれども、明治38年に日露戦争の戦勝祈念に師範学校の教師、生徒などで植樹された志波む桜というのがありまして、これが有名で、2,000本以上の植樹をされていたという記録もありますが、現在何本かは残っているかというふうに思われております。また、賀茂街道にはエノキの大木がありますが、樹齢が100年以上のものが多く、140年から150年のものもあるというふうに言われております。参考にそこに主な高木、中木の植生状況を載せております。

これらの管理についてでございますけれども、通常樹木の管理については、府が専門業者に剪定を依頼しておりまして、実施をしております。専門業者には、樹医さんといいますか、樹木医さん、それから桜守さんというような方もおられまして、樹木の管理についてアドバイスを受けております。また、公園区域を中心に、平日は職員が巡視を行っております。また、枝の落下などの異常がないかを確認しているところでございます。

それから、3番目に最近の樹木管理における問題事例といたしまして、2つほど載せております。1つは、①出雲路橋の付近で、許可なく樹木のクロマツとかイチョウでございましたけれども、これが伐採されたという例がございました。密生していたものを間引いたというふうに切った本人が主張してございましたけれども、特に許可なく切られたということは事実でございましたので、これは河川法とか鴨川条例で規制がございませんので、器物損壊とか京都市の風致地区条例違反ということで指導を行いまして、現状復旧をさせております。それから、もう1つの例が、②陶化橋上流の堤防上の高木が枯死して、突然高水敷のほうに倒れてきたという例がございました。これはニセアカシアという樹木でございましたけれども、根元から折れて高水敷の方に倒れてきたという例でございます。この木は昨年まで葉っぱをつけてございましたけれども、冬に枯れ死したというふうに思われます。これを受けて樹木の点検を急遽実施しておりますけれども、ほかにも元気のないような樹木もあるような状況でございます。

そこで、今回検討を要する事項ということで、2点ほど上げさせていただいております。桜などの樹木がたくさんあるわけですけれども、勝手に伐採されないようにするにはどうしたらいいかということで、樹木の日常点検、違法な伐採から樹木を守る観点という

ことと、地域や愛護団体との連携のあり方などを、検討していただきたい事項として上げております。それからもう一つは老木等の更新をどういうふうに進めるべきかということで、植えかえの時期とか四季が感じられるようにするにはどうしたらいいかという観点で、御意見をいただけたらと思います。

それから、裏面を見ていただきますと、これは参考に「河川区域内における樹木の伐採・植樹の基準」ということで、建設省の通達を載せております。基本的には治水上支障とならない、利水上及び河川利用上の支障とならないようにということで、適切に樹木の伐採、植樹の管理を行うものということになっております。下に参考に例をつけております。①②③④というふうに書いてありますけれども、①はこの河川区域のところと民地の境目のところですが、民地側の堤防斜面を盛土すれば植栽可能ということで、先ほど最近の問題事例として上げておりました①のものが、この位置にありましたような樹木でございまして、この辺でしたら、植えかえもできるというものでございます。②は民地側の堤防斜面を盛土して、そこであれば植栽が可能であるというものです。③は基準上植栽はできない、これはこういう高木がありますと、護岸が崩れるおそれがあるということで、現在ある木につきましては管理をしていきますけれども、将来ここを植えかえするというのは、基準からするとできないということになります。それから、④のところは民地側の堤防斜面を盛土して、そこであれば植栽ができるということで、ここは植えかえも可能かというふうに見ております。それから、基本的に高水敷のところは、この真ん中のところですね、点線で洪水時の水位というふうに書いてありますけれども、基本的に治水上支障となるところでございますので、高木の植栽ができないというものでございます。参考に例を載せていただいております。

以上で説明を終わります。

○金田座長

はい、ありがとうございます。「鴨川・高野川における樹木管理について」、こういった現状であるということと、最近起こった問題の2つの例の御紹介と、それからこういったことの検討をというのを挙げていただいたわけでありまして。何か御質問ありませんでしょうか。御質問でなければ御意見でも構いませんので、何か。はい、どうぞ。

○杉江

鴨川の会の杉江でございます。以前からもちょっとお話をさせていただいておりますけれども、今の鴨川のほうの北大路橋と葵橋の間の左岸ですね、それが民地との間に結構

落差があって、今の志波む桜なんかは人の背丈より当然低い感覚で、歩いていて頭をぶつけたという人もあって、桜自体もかなりの年数がたっていると思うのですけれども、それと今の左岸、民地のほうの境界線のところにいろんな植栽、庭の植樹をしておられるのですけれども、ある程度線引きが不明瞭なところもあったと思います。一度またじっくり時間をかけて北大路と葵橋の間を、管理者の方でどういった形であれば整備ができるかということを検討していただいたらどうかと、こう思っております。

○金田座長

ありがとうございます。堤防敷と民地との間の境界が不明確な部分があるから、ちゃんと調査したほうが良いという御意見でした。他に何か御意見ございませんでしょうか。

基本的なところを若干お伺いしたいと思うのですが、私がお聞きするのも変なのですが、まずは、高木とか中木とか、高木とは何メートル以上とか、何か基準はちゃんとあるわけですか。大体見た印象でわかりますけれども。お願いします。

○事務局

事務局のほうから御説明します。植栽基準という先ほど裏面のところに出ておりました国の基準の中で高木、中木、低木という仕分けがありまして、先ほど、資料2の表面のところに出ておりますような、例えば桜の木、松、エノキ、ケヤキなどは高木に該当いたします。どういったものが中木かなということなのですが、例えば現地のほうにありますサザンカであるとかジンチョウゲみたいなものが中木のような形でございます、低木につきましては、ユキヤナギであったりサツキとか、そういうものも生えておりますが、そういったものが低木というふうな分けをいたしております。

先ほどの説明の中にありましたが、鴨川の植栽はずっと歴史をたどって調べてみますと、江戸から明治に変わった明治期の最初のころに荒廃していた河川ののり面あたりを利用して、いわゆる加茂街道と呼ばれている道路沿いの大きな木が植えられたのではないかなということで、年輪とかを見ますと、大体明治の最初ぐらいに植えられたものが一番古くて、その後、多分なのですが、1900年から1910年ぐらいに植えられた木がかなり多いのかなというように見させていただいております。普通植えたところの高木でしたら5メートルとかそれぐらいなのですが、見ていただいたように40メートルとか非常に高木は高木でもかなり大きなものになっているというのが鴨川の特徴でございます。

以上です。

○金田座長

ありがとうございます。そうすると、この資料2の裏側に参考で書いてありますところの説明で、①のところは盛土をすれば植えてもいいと、それから③のようなところは、もし現在ある立派な木が仮に枯死したらそれは植えられないということになるわけですか。つまり、そうすると、例えば鴨川と高野川の合流点から上流のところの右岸の西側ですね、道路沿いに非常に立派な、並木のような形で高木が続いておりますよね。例えばあれがもし倒壊したりすると、もう植えてはだめだということになるわけですか。ちょっとそのあたりを。

○事務局（田井中）

基本的に河川の洪水を防ぐという目的がございますので、それに支障にならない範囲の中で植樹をしていただくというのが基本原則になってございまして、どうしてもこういう裏に余盛りをしていただいて植えておりますのは、堤防自体に影響がないように余盛りをして植えていただくのですけれども、どうしても③の位置ですと、堤防そのものに木が植えられることとなりますので、いろんなことでそれが倒れたり、堤防が緩んだことによって倒れたりすることによって堤防が弱くなりまして、壊れたりいろんなことをする原因になる可能性がございますので、基本的には堤防の中には植えられないというのが河川の植樹基準の基本的な考え方でございます。

どうしても堤防と申しますのは、土の構造物でございますので、そういう大ききなりボリュームで水の勢いに立ち向かって安全に洪水を流下させるという役割を担ってございますので、どうしてもその堤防に必要な断面の外に植えていただくというのが、基本的な考え方でございまして、そういう意味では③のところですと、余分なところに植える余地ができませんものですから、基本的には植えられない。逆に④番とか①番とか②番のところですと、今形の書いてある堤防の必要な形の外だったら余盛りをしたりして植えることが可能である。もともと堤防というのは、そういう意味では人の生命、財産を守るためのそういう施設となってございますので、法律上でいきますとそういう規制が入っておるといことでございます。

○金田座長

それから先ほどの説明の後、御質問がありましたように、場所によってその民地と堤防との境界が不分明で調査をしたらいいという御意見だったのですが、その点について何か御発言ありましたらお願いします。

○事務局

先ほど杉江様のほうから、北大路橋と葵橋の間の左岸側の民地側の斜面について境界が不明確ではないかということで、河川管理者として見ておく方がいいのではないかというアドバイスをいただいたのですが、確かに現地ごらんいただいたら、民地側ののり面については非常に木がうっそうとしているところがございます。境界につきましては、斜面の一番すその部分ぐらいに境界ぐいという表示をしているところもあるのですが、それが埋まっているとか古くなってなくなっているところもございます。逐次境界を確認、確定していくような状況で、すべてがすべて確定できているものではございません。その辺については十分河川管理者として、確認、確定を進めるようにいたしたいと思います。そこの樹木につきましては、大方が河川区域に生えている木というふうに考えておりました。先ほど出雲路橋で切られたというところも、実は木が非常にうっそうと茂っておったということを隣接の方が主張されておられまして、余りにひどいので見るに見かねて河川管理者のかわりに木を伐採したというのが、先方の主張だったのですが、一言御了解をとっていただいて協議をしていただければ、こういうことにもならなかったのかなというようにところを、これは河川管理者である京都府も反省をして、相手方とお話をさせていただいて、相手方も非常に良心的に原状回復いたしますということで、比較的背の高い、四、五メートルぐらいのイチョウの木と松の木を植えていただいたというような形でございます。

以上です。

○金田座長

ただいま説明いただきましたが、そのことも含めて何か御質問や御意見、はいどうぞ。

○高橋

ちょっと知識不足なのかもしれないのですがけれども、資料2の裏面に高水敷は、基本的には治水上の支障となり、高木の樹木が植えられないということになってはいますがけれども、この高木の基準というのは、おおよそのことではわかるのですがけれども、植えられない木の種類とか基準がもう少し明確になればなと思うのですがけれども。といいますのは、鴨川の中で二条から南のほうの高水敷についてはほとんど木がないと。これはその治水上の問題なのか、それとも別の問題なのか。いろんなことに関連してくるわけですがけれども、例えば景観の問題で四条、三条、二条、そのあたりは観光客も含めて非常に鴨川に親しまれる方が多い。こういったところに木が植えられないのは、その高木という規定なのか、ほ

かの理由で植えられないのか、その辺がちょっとよくわからないなということで、ちょっと御質問させていただきたいのです。

○金田座長

ありがとうございます。いかがでしょうか。

○事務局

二条から下流側の高水敷に、特に右岸側の高水敷のことを言われているのだと思うのですが、木が植わってないのはなぜかという御質問だと思うのですが、二条から北側と二条大橋から南側というか下流側と、大体頭の中でちょっとイメージしていただけると非常にありがたいのですが、上流側のほうは比較的高水敷が広いところが多いでございます。例えばですが、府立医大の横、賀茂大橋のあたりをずっと頭に思い浮かべていただくとありがたいのですが、断面的にも非常に広うございますので、高木というのはよくないのですが、木が植わっておっても容認できるような状況でございます。二条からの下流側につきまして、先ほどの御質問のところでございますが、高水敷、現在比較的広いものがございまして、いいましても上流側に比べると少し狭くなってございます。御池大橋あたりで少し植え込みを花壇のようにつくっておるところがございまして、大きな木を植えたりしてまいりますと、治水上やはり支障が出てくるのかなということで、現在は木が植わってないような、例えば三条、四条間なんかは木が植えられないような状況になってございます。

ただ、先ほど言っていたように、人が一番多いところでございますが、現在まだ高水敷は歩きにくい状況でございますので、表面をちょっと直していきたいなという考え、京都府でございます。その中では少し、木は植えられませんが、芝とかそういったものを使って緑化をするなり、そういう工夫は考えていきたいなというふうに考えてございます。

○金田座長

ありがとうございます。ほかに。はい、どうぞ。

○西村

西村と申します。今の鴨川・高野川における樹木管理というテーマについて、基本的な事柄なのですが、私の意見なり、御質問ということになるかもしれませんが。この樹木管理の検討事項ということで、先ほども御説明がありましたように、勝手に伐採されないようにという一つのテーマとか、あるいはまた老木をどうするのかという2つのテーマが挙げられて、別にこれに限定されているというふうには思わないのですが、そもそもという

ことになると大げさですが、鴨川そのものがまさに景観ということが非常に重要なテーマ、洪水だとか、いろんな災害とかというのもこれまた大きなテーマというふうに思うのですが、景観という点からすると、これは非常に観光客のみならず、府民、市民、鴨川の景観については関心が非常に高いというのは皆さんに申し上げるまでもないと思うのですが、そういった中で、特に北山とか比叡山とかという景観、借景もございますけれども、鴨川の植樹ということについては非常に重要なテーマだと、そんなふうに思います。

それが、ただ老木をどうするかだけの問題ではなくて、これからの鴨川の列植あるいはまた植樹というのはどのような方法にするのか、急にはできないと思うのですが、並木だというのは、20年、30年、50年、今の志波む桜に至っては100年も越しているのが数10本まだ残っていると、こういう中でどういうふうに植樹関係、樹木をどう管理するのかということが非常に重要なテーマだと思うのです。そういった中で、私はよく桜のことを時々申し上げているのですが、桜にしましても単に老木を保全するだけの問題ではなくて、全国的に有名な、テレビ放映もされますし、また別に桜の1週間の時期だけではなくて、青葉の時期、あるいはまた緑陰の時期、そしてまた紅葉の時期、冬の風景、そういったものがいかに重要かということは十分御了解いただけるのではないかなと、そういった中でその一つが桜だと、こんなふうに思います。

そういったことで、今の老木管理ということもこれまた必要ですし、またそのこれだけ有名になりつつある鴨川の桜並木というものをいかにより楽しんでいただく、あるいはまた皆さんに喜んでいただけるかということが非常に重要だと思うのですが、そういった中で、ただ伐採云々ということとか、老木云々とかいうことだけではない検討、そしてまた四季の花々、そういったものをどんなふうにするのかということは、えらい大げさなことになってしまうのですが、今日のテーマから外れるのかもしれませんが、その辺はどういうふうに考えておって意見を述べたらいいのかというのが、ちょっと私先ほどから疑問に思っておるのですが、いかがでしょうか。

○金田座長

要するに、鴨川を全体として見たときに、景観とかそういった環境というのは非常に重要だと。したがって、河川管理の上からすると、これは建設省の治水課長の通達ですね、こういった基準ももちろんだけれども、その辺の調和とか、どういう力点で、どういう方向性を持って検討していったらいいのかという御質問だろうと思いますが、何か御発言ありますか。事務局の方で。事務局、では、前にどうぞ。はい。

○田中

田中でございます。今おっしゃっておられたこの通達というのは、今、河川法の中に入っているのですか。

○事務局（田井中）

河川法、いわゆる植樹基準というのがございまして、その基準がいわゆる治水上、こういうところで、例えばこういうことをするのは安全、流すのには影響はございませんということで、やはり堤防ですと、高木ですと根が張っていますので、流水なんかさらされて木が抜けますと大きな穴があいて、堤防が弱くなって、そういうところから堤防が壊れていく原因になったりするということもございまして、こういう場所でこういうことをするのは大丈夫ですよとか、そういうことで一般的な基準が決められておるということとでございます。これがいわゆるそういう高水敷とかに木を植えたいとか、いろんな許可を出すわけとでございますけれども、その技術的な指針になっているということとでございます。

○田中

治水、防災の面からだと思うのですが、この今の現状から言うと、既にあれだけの大木になっているわけですから、言い過ぎかも知れませんが、ある程度これに違反しているわけですね。そういうことになりますよ、現実には。

先人たちが残してくれたこれも、すごい景観上も環境上も大変な文化遺産なので、これは何としてでも守っていかなければならない。木といいますのは寿命があるので、その今我々がいい時代に生きていますけれども、これは当然寿命があるわけで、その後どうするかという今の問題だと思うので、それで僕は素人ですけど、木というのは倒木したり寿命が終われば根っこも枯れていきますから、むしろそのときに危険なのであって、山林の災害もそういう面から出ているときが多いものですから。だから、ああして元気に文化遺産として成り立っているわけですから、ここに書いておられるように、現在の木の管理が必要だという文言があるのですが、これは具体的に管理という言葉は非常に幅が広いと思うのですが、この今の景観をなしているこの巨木の管理の仕方というのは、具体的にどういうふうに持っておられますか。ちょっとお聞きしたいと。

○金田座長

どうぞ。

○事務局

おっしゃっていただいている管理というところ、非常に幅広い意味でございまして、例

例えばですが、加茂街道の非常に大きなエノキですが、おっしゃっていただいているように何年かすると寿命がきて倒れてしまう、比較的長寿の木というふうにお聞きしているのですが、それでも最近でも大きな木が40メートルくらいの大きな木が枯死して切ったという例が2年か3年ほど前にあったというふうに向っております。

ここでいう管理というのは、例えばですが、民地の方とか周りの方が物を木の周りに捨てたり、木の周りで花壇とか菜園とか、ちょっと本当はやっていただいたら困るのですが、そういうことをやると、木の根っこを痛めてしまったりすることもございます。そういったことが、もう少し、木は当然生き物でございますので生き物を守るという観点で大事にさせていただけるのであれば、延命化ということもないのですが、長く木として皆さんの目を楽しませてくれるのかなと。

京都府も先ほど説明の中で言いましたように、樹木医、樹医さんというか、そういう方に定期的に木を見ていただいたりもしていただいております。当然、元気のない木というのはわかりますので、何か方法がないかということで、枝を少し大きめに切ったりして、木の元気が回復するような措置を講じてみたり、そういう工夫がいろいろやっております。そういう意味で皆で木を守るという観点で、木の周りに不法投棄がされないとか、そういうようなことをしていただかないようにみんなで監視をするというのも一つの管理なのかなというふうに考えてございます。

○金田座長

今の話は基本的に現状の樹木については可能な限りちゃんと管理を、管理の定義が難しいですけども、していこうということですが、一つ問題なのは、これは、言うならば先人の遺産を、我々はその恩恵をこうむっているという面が非常に強いわけですが、樹木が生き物ですから、どこかで枯死をしたりしていたときに、世代交代をどのように考えていくのかとかということですよ。それが西村委員のほうから御指摘のあった方向性に対する御質問だと思うんですけども、それはあんまりしゃくし定規にこの通達どおりに現状でもできる状態であるのであれば、別にしゃくし定規にするのではなくて、堤防の強度は守らないといけないとは思いますが、その範囲の中で、植栽というのも、枯れたから絶対後は植えたらいけないとかいうのではなくて、やはり景観と安全性との調和というものを十分お考えいただいて、環境を維持する、景観を維持することも視野に入れていただいたほうがよろしいのではないですかね。あんまりしゃくし定規に引用されると、非常に難しい面が出てくるのだと思うんですけども、いかがなものでしょうか。

はい、どうぞ。

○事務局（田井中）

先ほどの田中委員のに関連するのですけれども、我々申しましたように、非常にそういう意味で、座長おっしゃるように貴重な文化遺産でございますので、できるだけ長生きをしてもらえるように、先ほど西村も申しましたように、樹木医さんとかいろいろ見せているわけでございます。そうすると、やはり樹木医さんなんかからお話を聞きますと、老木を守るためには日当たりをよくするとか、いろいろあるわけございまして、そうすると、その隣の樹木を少し剪定というか、茂っているのをもう少しすいて日当たりをよくしないといけないとか、そういうアドバイスは受けたりもすることもございまして、老木を守るためにその周りの木を少しするのがよろしいのか、それともある程度、自然に生えてきたいろんな松とかイチョウとかあるわけございまして、そういう木はやはり自然に任すべきなのか、桜なんかの老木があったときなんかでも、よくそういうところで悩んだりする部分もございまして、桜の老木を元気よくするためには日当たりをよくしないといけない。周りにそういう木がありますと日陰になっていて、なかなかそういう意味でもちょっと弱ってきているというお話も聞く部分もございまして、そのあたりも少し昔からの遺産を、まずは、当然寿命もございまして、できるだけきちんと管理をして長生きをしてもらうようなのを最優先にするのがいいのか、その辺も、そういうのによっても管理の中の剪定の仕方なんかも大分変わってまいりまして、その辺も少しまた御意見もいただければ幸いかなと思っているところです。

○金田座長

恐らく今のお話が実情なのだろうと思います。いろいろ悩みが深いのだろうと思いますけれども、第1期のこの委員会で随分議論を重ねて、いろんな意見をいただいたのが中洲の管理ですよね。そこにほうっておくといろいろ草が生い茂って、灌木まで生い茂ってくる。しかしながら、同時にそれはさまざまな生物のすみかを提供しているということにもなりますので、それをどういうふうに扱ったらいいのかということに関しては意見が分かれています。いろいろ御議論いただいた末、試行的にどの程度残し、どの程度どこをどういうふうに、例えば草を刈ったからどうなるのかというようなことを試行的にやってデータを集めながら方向性を探るといことにしているわけですが、今のような話でそういう大木を守ることも大事だろうと思いますけれども、そういう樹木の年齢を考えますと、世代交代をどのようにするのか、それで景観を将来的に維持するのに、どうするのかとい

うような視点も入れて、景観を維持するという含めてお考えいただいたらありがたいのではないかなというふうに思いますけれども。本日急に結論が出るものではございませんけれども、ほかに何か御意見。はい、どうぞ。

○池永

池永と申します。先ほどおっしゃいましたように、丸太町橋下がったところに大きな木がありまして、それからずっと七条下ったところまで大きな木はございませんよね。並木が、欲しいと思われる方は結構いらっしゃると思うのですが、景観上の問題では今話しされていらっしゃると思うのですが、私なんかはよく御池とか四条あたり、昼間に歩くのですが、夏場ですね、やはり木陰がないと。夏場の太陽を遮る木陰がないと、川風が一番いい季節ですが、なかなか夏場、行きがたいと、暑過ぎて、木陰がないということで。私、5月の連休に、七条からずっと2時間かけて鴨川を下ってきましたけれども、全く大きな木がなくて、5月の連休のいい天気の日、行きたくても木陰がなかったら休憩するところが見つけがたいと。景観上の問題もさることながら、何らかの形で、木が一番景観上いいと思うのですが、木陰なり、休める場所をつくと、そういう観点から一度御検討いただきたいというふうに思っています。

○金田座長

ありがとうございます。新たにこういう観点も大事だということをお提示いただいているのだと思います。ほかに御意見ございませんか。どうぞ。

○松井

松井です。鴨川の話なのですが、桜もやはり寿命がありまして、私、実家といえますか、哲学の道のちょっと上がったところの法然院西のほうなのですが、二、三十年前に桜の木が古くなりまして、老木にやられまして、枯れてくるということで、住民の方で植えかえるということでかなり問題になりまして、そのまま残すというものと新しいのに変えるという話でかなりもめたことがあるのですが、結局は東側の古い木は人も余り歩いてもらわなくて残すと。反対に西側、反対側は歩いてもらうと、哲学の道をそぞろ歩きしていただくということで、比較的低い木、桜の木。ですから、左右対称に見ると、片方は古い木で大きく枝を伸ばしているのに、片方はさほどでもない。何か折衷案みたいな形でおさまったのですが、やはり古いものも命がありますので、できるだけ残したいのですが、できないと。かといって景観をそのまま残すためには、やはり植えかえなければいけないということで、木のお医者さんですか、そういう方にお

手伝いいただいて、選別していただいて、それぞれその場所に合ったような形で、桜は桜で残していくということでない、なかなかその観光客の方もたくさん歩かれていますけれども、継続していけないということがありますので、その景観を残しながらも、何かやっぱり植えかえならん分は植えかえていかなければいけないというようなことも、考えられると思うのですが。そのときも多分河川課さんがされているのだと思いますけれども、二、三十年前の話になりますけれども、そういうときの資料なんかがあれば、例えば植えかえ方法ですか、そういうのも参考になろうかと思うのですが。

以上です。

○金田座長

ありがとうございます。山内さんどうぞ。

○山内

私、鴨川ライオンズクラブに所属しまして45年になります。半木の道、三条から七条までの桜、それから鴨川公園、植樹をいろいろしてきましたけれども、やはり愛情を持って見てやると、木を。そうすると枯れないのですね。ちょっと気を緩めると、桜だけじゃございませんけど、木が元気がなくなるということです。私は京都土木事務所さんの御指導を受けてライオンズクラブをやっておりますけれども、地域によって、例えばロータリーさんとかいろんな団体がございますけれども、そこと京都府さんが一体になって物心両面にわたって樹木を見てやるということが、やはり樹木が長生きするのではなかろうかな。

おかげで3年前から半木の道、一本も枯れないようになりました。ただ、成長が弱いところと成長が非常に著しくよいところは土壌の問題があるということで、今年度試験的にやらせていただいて、来年からも我々のライオンズクラブもあるいは京都土木事務所様の御支援も得て、両方でずっとやっていきたいというふうに思っておりますけれども、今年試験的にやってみたところが非常に成績がいいわけです。ですから、やはりそういうふうに、市民の方々が関心を持ってもらうというようなことを、施策を講じていただけたらありがたいと思います。

以上です。

○金田座長

ありがとうございます。愛情というのはなかなか難しいのですが、関心をとると、これは政策的にやりやすいと思うのですが、いろいろ試行錯誤といいますか、成功、

あるいは御苦労されているというケース、哲学の道も含めて、実際に御苦労されているわけですから、資料2で御紹介いただいたような趣旨は、恐らく御理解いただけると思えますけれども、できるだけいろんな多方面の観点も考慮しながら、柔軟に対応していただけるようお願いをしたいというふうに思います。

いかがでしょうか。もし特にこの点について、御質問とか御意見がありましたら承りますが、なければ、3番目の意見交換のテーマに入りたいと思うのですが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

(3) 鴨川四季の日～夏～について

○金田座長

それでは、3番目「鴨川四季の日～夏～について」ということでございます。事務局のほうから御説明をお願いします。

○事務局（福井）

資料3でございますが、「鴨川四季の日～夏～の取り組みについて」でございますけれども、ことしの「鴨川四季の日～夏～」につきましては8月7日から16日にしたいと考えております。この期間内に予定されております鴨川納涼に啓発のブースを設置したいというふうに考えておまして、鴨川にかかる取り組みや魅力を発信したいと考えております。そのほか昨年と同じように、期間内の夏の行事を府のホームページで情報発信することとしております。また、今年度から新たに開催されるイベントとして、夏の京都の魅力発信を目的とした、京の七夕事業が予定されておまして、後ほど報告事項のところを担当部署のほうから詳しい説明がございまして、これもこの期間内に入ってきております。

説明は以上でございます。

○金田座長

ありがとうございます。この鴨川四季の日の行事につきましても、第1期のときから派手にと申しますか、華美にと申しますか、あるいは環境を無視したような形にならないよというの、基本的な御意見でありましたけれども、ただいまの説明いただいたことしの鴨川四季の日の件につきましても、御質問御意見など、はい、どうぞ。

○杉江

「鴨川四季の日～夏～編」ですね、これ期間は平成22年8月7日土曜日から16日日曜日、これ15日ではないですか。16日って月曜日と違うかな。

○金田座長

15ですか。

○杉江

違いますかな。たしか16日は月曜日になるはずだと思うのですが。

○金田座長

8月16日は月曜日ですね。

○事務局（福井）

すいません、日付のほうを間違っておりました。15日の日曜日に訂正させていただきます。

○金田座長

15が正しいわけですね。はい、わかりました。

何かほかに御質問ございませんでしょうか。

そうしましたら、この件の中の特に京の七夕という行事につきましては、後ほど報告事項のほうでまた御説明いただくとと思いますが、そのときにたまたもし御質問ございましたら、御発言いただけたらと思います。

いかがでしょうか。この件については、もしよろしければ、ちょっとここで中断させていただいて、休憩を少しとらせていただいたらと思っているのですが、いかがでしょうか。そうしましたら、何分休憩とりましょうか。20分。

それでは、3時から後半を始めさせていただくということにして、20分弱でございますが、ちょっと休憩に入らせていただきます。

○事務局（田井中）

今回については少しいろいろ交換もされると思いましたが、お飲み物も御用意させていただいておりますので、少しそういうお時間として20分程度いただければと思っております。

○金田座長

それでは、飲み物も準備してくださっているそうでございますので、3時まで休憩をさせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

〔休憩〕

3 報告事項

(1) 京都市による鴨川等放置自転車撤去の状況について

○金田座長

3時になったのか、なろうとしているのか正確ではございませんが、私の時計がほぼ3時でございますので、会議を続けさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いたします。

報告事項に入りまして、まず第1番ですが、「京都市による鴨川等放置自転車撤去の状況について」ということでございます。御報告をお願いいたします。

○事務局（福井）

それでは、資料4の鴨川河川敷の放置自転車撤去状況についてということで御説明をいたします。

昨年の7月28日に、知事と市長の懇談会での合意を受けまして、鴨川河川敷の放置自転車の撤去につきましては、ことしの4月1日から京都市のほうで実施をしております。資料にこの4月の撤去の状況を載せております。4月の撤去台数は144台で、台数にしますと、昨年の4月が133台でございますので、そう変わりはありませんが、撤去の回数のほうを御注目いただきたいと思います。京都市は、4月に7回の撤去を予定されておりました。雨天で中止が3回ございましたので、実際は4回撤去をしていただいております。昨年、鴨川条例で撤去しましたのは月2回程度でございましたので、回数にしますと大分撤去のほうを力を入れてやっていたという状況でございます。この5月も10回ほど予定をされているというふうに伺っておりまして、周辺道路敷とあわせて、大分放置自転車の撤去も進められているという状況でございます。

裏面を見ていただきますと、撤去の状況の写真を載せております。こういった形で作業のほうをしていただいているという状況でございます。

放置自転車の撤去は、京都市のほうで実施されておりますけれども、放置の禁止の呼びかけとか、進入の防止の措置などは、府と市で連携して対策を進めることとしております。

報告は以上でございます。

○金田座長

ありがとうございます。鴨川条例の一つの特徴は、河川管理者である府と周辺の自治体に相当します市とが連携してやるというのが基本の考え方なのですが、その一番具体的な

例がこの河川敷の放置自転車の撤去でございまして、逆にある意味では、一番典型的な形で成功して、成功と言っていいのかわかりませんが、実施されているというふうに見てもいいかと思えます。何か御質問ございませんでしょうか。

実際に、周辺部分も一体として進めていただいているようでございますので、にもかかわらず、ここにある144台とかいう数字もどういふふうの評価したらいいのか、ちょっとわかりにくいのですが、実際にやっけていただいているということなので、いい方向にいけばというふうに思えます。何か御質問ございましたら。

そうしましたら、これに関しましては、この方向で作業を実際進めていただいているということをお報告いただいたということで、先に進ませていただきます。

(2) 「鴨川環境保全区域内行為の許可状況について」

○金田座長

報告事項の2番目、鴨川環境保全区域内行為の許可状況についてということです。御報告をお願いします。

○事務局（福井）

資料5について御説明を申し上げます。前回の府民会議の中で、鴨川環境保全区域内の行為の許可状況について、府民会議において報告すべきであるとの御指摘をいただいております。今回の資料は、現在までの許可状況を整理し、お示ししたものでございます。

資料5の表に示しておりますとおり、今のところ2件がこの環境保全区域内での行為として許可を申請されて、許可をしたものでございます。

1つ目が、21年12月3日でございましたけれども、木材置き場の造成をするために、盛土、擁壁の設置を実施されたものでございます。それから2つ目が、今年の2月2日、所有地の水際を保護するために、防護用のブロックを設置されたものでございます。

裏面をごらんいただきたいと思います。裏面にその位置を示しております。また行為の内容がわかりにくいこともありまして、ちょっとポンチ絵をお示ししております。許可1のほうでございすけれども、材木置き場として利用するために、盛土、擁壁設置の許可を申請してきております。敷地の一部に、濁水対策用の升を設置するように指導しております。写真は先週のものでございすけれども、まだ擁壁ができていない状態でございます。引き続き状況を監視して、許可内容のとおり行われるように指導していきたいというふうを考えております。

また、許可2のほうでございますけれども、これは既に盛土が行われていた場所の鴨川沿いのところで、擁壁を設置して、増水時に盛土が流されないようにするように措置したもので、審査の上、許可をしたものでございます。これにつきましても、まだ完成をしておらず、引き続き監視をして、許可内容どおり行われるかということで、指導してまいりたいと考えております。

なお、本日この示しております行為の資料の表面の内容については、京都土木事務所のホームページで既に公表しております、どなたでも許可の状況が確認できるようにしております。今後も鴨川環境保全区域内の行為については、厳正に審査を行いたいというふうに考えております。また、許可をした場合には、許可どおりきちんと行われるかどうか監視をしたいというふうに考えております。

報告は以上でございます。

○金田座長

資料5の、どちらが表か裏かわかりませんが、地図のほうに赤で鴨川のところに示してあるこのぐにゃぐにゃと曲がった範囲ですが、これが条例の位置とともに、鴨川環境保全区域に指定されて、そこにおけるこういった、単に行為という形になっておりますが、行為は、許認可事項として指定されているので、それに基づいてこういう指定をされたという報告でございます。何か御質問、はい、どうぞ。田中さん。

○田中

田中でございます。前回の府民会議で、私もちょっと質問させていただいたのですが、この2項目の許可2の場所は既に許可は出されたのですか。

○事務局

許可をしております。

○田中

これは、行為期間は平成22年2月2日からと書いてありますが、これは来年の2月20日から工事に入るといふぐあいに理解していいわけですね。ごめんなさい。平成22年ですから、ことしですね、ごめんなさい。もう既に入っているわけですね、行為期間に。今、工事は進んでいますか。

○事務局

はい。写真の写りが非常に悪くて申しわけないのですが、大体そこに延長が書いておりますが、30メートルぐらいの延長を、擁壁を施工されるということでお聞きしてござい

て、そのうちの途中段階というふうに、現地のほう、土木事務所のほうで確認いたしております。6月14日までの、来月の14日までの許可でございますので、ちゃんとそれまでに終わるのかどうかということも含めて、相手方に指導しておるといところでございます。

○田中

非常にその現場が見にくいとこでして、実はこれは、今からもう20年から25年前に鴨川ダムの問題が出たときに、野焼きあるいは残土、産業廃棄物などがどんどん蓄積されて、そして野焼きの範囲も実はこの中に入っておりまして、相当な大量の土がそこに盛られているわけございまして、お聞きするところによれば、何か少し、若干崩壊が出たと。よってこれは、多分業者の身内の所有者から川に影響を及ぼす、あるいは崩壊する恐れがあるので、業者側から自発的にしたいというふうな申し出があったと聞いておりますが、それは事実なのですか。

○金田座長

はい、どうぞ。

○事務局

おっしゃっていただいているとおりでございまして、土地の所有者のほうが、斜面にあったちょっと大きめの石というふうに聞いておるのですが、ころころと鴨川のほうに落ちたという、そういう事実を見ておりまして、このまま放置しておく、斜面そのものが崩壊して川のほうに流れてしまわないかということで申し出がありまして、内容を審査したところ、許可に足りるものという判断をいたしました。

○田中

写真でわかりにくいのですが、いわゆる水陸移行帯と言いますか、川べりから防壁をなさるのか、それとも何メートルか上へ上がった地点から防壁をつくられるのか、その構図はどうなのでしょう。この図で見ると、若干コンクリートブロックが少し川べりから上に上がっているように見えるのですが。

○事務局

おっしゃっていただいているとおりでございまして、水際部分からやるという形は、河川区域がなかなか確定できない状況の中で無理ですので、ちょっと写真は見にくいのですが、写真中央あたりに、白く光っているのが既に入っているコンクリートのブロックでございまして、その少し5ミリぐらい上のところに、鴨川のちょっと水のようなものが暗く写っておる写真でございます。非常に、十数メートル、高さでいくと20メートル近く下

でございますので、上から写真を撮りますと、どうしても谷あいでは暗い写真で見にくうございますが、一応こういう形で現地のほうができているということで、皆さんにお示しさせていただきますいております。

○田中

最大このWというのは、高さのことになるのですか。

○事務局

すみません。この表面の表示のところはちょっとややこしくて申しわけございませんが、行為を行う場合、面積で許可を出さすようにしております。長さというのは、川方向の長さでございます。幅というのは、さっき裏面のブロックを含んで、斜面をどれだけの幅さわってくるかということで、赤くは塗っておりませんが、その斜面を重機がごろごろとおりていかないと、このブロックが施工できませんので、その部分についても改変するというので、行為面積に入れさせていただきます。それが20メートルでございます。

○田中

すいません。ブロックの高さは、大体どのくらい積み上げられるのですか。

○事務局

すいません。ブロックそのものは1メートル角ぐらいの、さいころ状のものでございまして、大体2段ぐらい積まれるということで、ここに非常にイラストみたいなもので申しわけございませんが、2個積んでおる絵がありますが、2メートル程度のものでございます。

○田中

2メートルぐらいでこれは完了するわけですか。では、土砂の崩壊を防止できるだけの、その2段階で十分防止できるという考え方でおられるわけですね。

○事務局

先ほど説明の中で言いましたが、斜面そのもの全部を守るのではなくて、洪水のときに水が上がったり下がったりしますので、水際のところだけ、こちらがよいように考えると、その部分だけ御配慮いただけたのかなというふうに考えております。

○田中

ありがとうございます。

○金田座長

はい、どうぞ。

○杉江

今の、この行為の許可のほうの件ですけれども、私は心配していることは、まずこれは、暫定的なほうの資材置き場とか、材木置き場ではないでしょう。恐らく、ずっとという位置づけですね。まずそれと、それからよしんば、局地的な集中豪雨が来たときに、今の1メートル角のさいころ状のブロックが2段ぐらいでもつものかと思っております。それで、できれば、ただ単なる仮設の資材置き場ということやないと思うのです。ですから、その点ですね、集中豪雨が来たときに、ほんまに耐えられるかどうかということは、やっぱり管理者としてちゃんと尽くしていただきたいと思っております。

それと、定期的に、先ほど田中さんもおっしゃったのですけれども、従来からこういう場所に、人目のつかない場所になりますと、ただ単に材木だけとか、資材置き場だけと言うてても、結構野焼きがあるんです。だから、定期的にやはり立ち入り検査というかね、管理者として、適切に指導していくような位置づけも僕は必要やと思っておりますけれども、その点よろしくお願いします。

○金田座長

野焼きと説明の中でも、今の御質問の中でもおっしゃいましたが、野焼きというのは、何か産業廃棄物などを野積みにして焼くという、そういう野焼きのことですね。ちょっと確認を。

○杉江

要は、資材とか、穴を掘って、極端な話、木切れとかそんなのが出ますでしょう。そういうようなのを逆にちょっと穴を掘って、燃やして、たき火のつもりが、だんだんとそれが、ほかのものも燃やしてしまう。まして、それは自分ところの土地やから、外から見えないからとかいう形が、現状、後になっていろんな問題が起こっている場所があるでしょう。結果的にはそうになってしまうと思うので、やはりそれは管理者である許認可を出している、やはり河川行政の部局が責任を持って、定期的に見て回るといぐらいの位置づけがあってもいいと思いますけれどもね。

○金田座長

今、確認のために私のほうから質問させていただきましたが、そういった趣旨の御質問ですけれども、いかがでしょうか。

○事務局

まず、ブロックのものが洪水時に大丈夫なのかという観点の御質問が一つあったと思う

のですが、1メートル角ぐらいのブロックということでお聞きしております、その重量のものが2段しっかりと積まれておるといふ状況であれば、現状のこの土砂だけの状態よりはずっといいのかなというふうに考えております。洪水時に、固定状況にもよりますが、改変することはあっても、それが崩壊して流されてしまうということは、その大きさであれば問題ないのかなと。ただ、行為者からの申請がそういうふうになっておりますので、ちゃんとその性質のもの、正常のものがちゃんと積まれているかどうかというのは、今後とも、先ほど定期的に見ておくべきではないかという観点でおっしゃっていただきましたが、巡視を、これはこの場所に限らず、鴨川環境保全区域でございまして、土木事務所のほうで定期的な実施させていただきたいというふうに考えております。

さらに、地元の方から、御通報、あれはどうなっているのだというような御質問等がありましたら、その都度現地のほう、確認をさせていただいております。幸いなことに、この2件以外で今のところ、許可を得ずやっているようなことは今はないのですが、今後そういう事態があるかもわかりませんので、そういう意味でちゃんとした管理を心がけていきたいというふうに考えております。

○金田座長

ほかに。はい、どうぞ。

○中村

擁壁とか防護壁をちゃんとつくってから許可をおろすということはできなかったのですか。ましてや、2番目のところなんて、何のためにここのフラットな部分を使われるかというふうな、そういう内容もわからなかったわけでしょう。そしたら、まずやっぱり、どう見たってこれは土がおりにきますよね、下に。そういうのは最初からわかっていたと思うのですけれども、何で先に擁壁とか、このコンクリートをきっちりと設置させてから許可をおろすことをされなかったのか、ちょっと疑問に感じます。環境保全区域という指定までしてあるのですから、普通のとこと違って、もう少し突っ込んだ形でかかわって管理していただきたいなと思います。

○金田座長

どうぞ、今の許可内容等につきまして。

○事務局

許可の2番のことだったのですが、ちょっと説明が非常に十分でなくて、誤解を招いてしまったのかもわからないのですが、盛土は十数年前と言いますか、かなり以前になされ

ておったというふうに記憶いたしておりますし、当時土が盛られたときに、川に土砂が入ってこないのかということで監視を強めていたという記録が残っております。当時は、鴨川条例も施行されておられませんので、河川管理者としては、横で、横の民地の中で何かされているけれど、川に影響がないかという視点でしか見るができなかったのですが、今回は鴨川条例による鴨川環境保全区域という設定をさせていただきましたので、民地中の行為についても意見を言うことができるようになってまいりまして、どういう状況か、擁壁は何の目的か、ちゃんとしたものをつくってくれるのかというようなことが審査できるようになったという状況でございます。

○中村

すいません。もうちょっと教えてください。そしたら、2番目のところは、どういう目的で盛土をされたのか、どういう使い方をされるのかというところまでは突っ込んで聞けないということですか。

ああ、そうですか。そやけど環境保全区域やし、そんなええかげんなことはされないように、それはちょっと何かいいかげんな感じがしますね。

○事務局

すいません。この機会に実は現地に入らせていただいて、まだ何も、平らな状態で、資材、土とも目立ったものはなかったという状況なのですが、当然、法律、条例の網をかけていただきましたので、今後その上に構造物をつくるとか、土を盛るとかそういう行為については、許可を得ていただかないとできないということで、更地の状態なのがある意味幸いなのかなというようなことで、これから見ていくことができるというふうに考えております。

○金田座長

どうぞ。

○田中

すいません。簡単に説明します。今の役職の方々を責めてもこれは仕方がないと思うのですが、先ほど申し上げたように、もう20年、25年前に、いわゆる規制のないときに、しかも人目につかない自然の中に、先ほど申し上げたように野焼きがあり、そして廃棄物があり、残土があり、いろんな形でなだらかであった河川までののり面が、それによって埋まってしまったのです。これを放置していたことは、これは管理者も大いに責任を感じていただきたいのですが、今となれば、何らかの方法で、これ以上悪化しないようにすると

というのが今の責務であって、その意味で先ほどから御説明があるのですが。だから、そう
いった意味では、実は第一の許可のところは、まだ民地から高さがそんなに高くないので
す。残土も盛土も。でも、この第二のところは、実はすごい高さです、川と。したがって、
そんなすそ野の川べりのところ2段ぐらい積んでも、上からの土砂の高さが大きいもので
すから、雨が降ったときに、どれだけどういうぐあいにも崩壊していくかわからない恐ろし
さがあるということを私はずっと管理者の方に説明をしているわけです。

したがって、今度たまたま業者の方が、崩れたと。だから、崩れたから危ないので、ま
ず何とか崩壊をとめなければならないので、こういう石を2つブロックに積むのだという。
果たして、それで危険性を防止できるのかという問いをしているわけですね。したがって、
これは条例による河川への土砂の影響が、崩壊の影響が必ず出てくるのではないかと。そ
れからでは遅いので、できるだけやはり川に影響のない条例に基づいた防止策を講じてい
ただきたい。そういう状況が今続いているということでございます。それで、そういうこ
とを踏まえて、前回申し上げましたけど、委員の皆様はどっちかという、都市に住んで
おられる方が多いのですが、僕が一番山奥なのですが、したがって、ああいう自然環境保
全区域ができたのですけれども、一体では、どういう状況とどういう範囲で実際現地に行
って見て、ああ、こういうぐあいになっているのかというのは余り御存じないわけです。
前々回も前回もそうだったわけです。一度ぜひこれは、自然環境保全区域の現状と、そし
てどういう地域になっているかということを皆さんで認識していただきたい。一つこれは
要望としておきます。

と同時に、ついでに申し上げたいのですが、実は鴨川といっても、高野川の上流もあり
ますし、そして鞍馬川もありますし、そうした鴨川に影響のある支流についても、やっ
ぱりほうっておけない。しかも、これは上流域になるわけですから、そういった意味では、
やはり府民会議だけで、机の上だけで議論するのではなくて、やはり何らかの形で鴨川へ
影響を及ぼす上流域のそういう地域もやはり自分の目で確認し、確かめていただきたいと
いうのも一つこれに関連して申し上げておきたいと思います。以上です。

○金田座長

ありがとうございます。今の御発言で、さらにお伺いしたいのですが、この裏の地図の
ほうですね。この裏の地図のほうの左下に、府道、それからそこに擁壁のようなものがあ
って、民有地と書いてあって、鴨川の斜面が書いてありますよね。それで、そのブロック
2つみたいな模式ですけれども、この模式的な民有地というところが、実際にはもっと高

くなっているという。

○田中

ええ、この絵の府道と書いてございますね、車の。以前は、もとの原型は、これは川の斜面、緩やかな緩斜面になっていたわけです。

○金田座長

府道のところから直接斜面になっていたわけですか。

○田中

ええ、緩斜面になっていて、林層があったわけです。そこを開発して、そして現状になってきた。

○金田座長

現状がこういうふうに、そういうことですか。

○田中

したがって、非常に高さがあるわけです。その危険性を申し上げていると。

○金田座長

はい、申しわけございません。ちょっとすぐ理解できなかつたので確認をいたしました。この点について、何か御発言ございますか。事務局のほうは。

○事務局

イラストのほうが見にくくて、田中委員のほうに説明いただいたとおり、このイラストはわかりやすくするために、ちょっと簡略化してかいておりますが、おっしゃっていただいたように、鴨川と府道の高低差も非常に高い状況でございまして、民有地というのは、もともと斜面があったところに土が盛られて、こういう形になっているというものでございます。

それと、田中委員のほうから、支流、鞍馬川とか高野川とか、そういったところも含めて、ちゃんと皆さんも状況を見て、考えていかななくてはならないという御指摘をいただきまして、ごもっともな御意見でございます。前回のメンバーのときには、上流域、下流域の現地調査などもやらせていただきました。このメンバーの皆様方のお考えにもよるのですが、現地調査ということをご皆さんで意見交換で出していただければ、そういうことも事務局で考えてもいいのかなと。特に、視点的に、先ほどおっしゃっていただいた上流域のこういうところ、先ほどの樹木管理のところでもわかりにくいという御意見もありましたし、そういうところを見るとか、いろいろテーマを一遍事務局のほうで考えてお

出しすることも、今後考えていきたいなというふうに考えております。

以上でございます。

○金田座長

これは、座長の私見でございますけれども、全員がなかなか日を合わせるということは難しいですけれども、今おっしゃっていただいているように、可能であれば、参加の可能な方々だけでもこの現地を確認して、それを御意見に反映していただけるような形になるように、設定していただければありがたいと思いますけれども、いかがでしょうかね。

では、この点につきましては、また可能なところでひとつ設定をお願いいたします。

すいません、杉江さん、最初に手を挙げられていたと思いますが、ちょっと簡単にお願ひします。

○杉江

すいませんね、このことばかりで時間をとるかわかりませんが、大事なことですので。まずちょっと、事務局にお聞きしたいのですけれども、この行為期間はあくまでも工事ですね。工期ですか。

○金田座長

どうぞ。

○事務局

行為期間という中には、当然工事もありますし、後始末も入れて、この期間内にやっていただくということになってございます。

○杉江

そうすると、これは期間限定ではなく、もちろん土地の所有者は、民間が持つておられることですから、半永久的にお使いになるという位置づけでいいのですか。そうでもないのですか。

○事務局

許可1を指して言われているのだと思うのですが、これは今年の、新しいメンバーがおられるので大変恐縮でございますが、以前の府民会議の中でも報告をさせていただいたのですが、もともと土地の所有者は別におられまして、この申請者井口木材さんは、それを借地されまして、この盛土をして材木置き場、ちょうど鴨川を挟んで、対岸の山の木を今現在切られているというふうにお聞きをしておるのですが、そういったこの周辺の山林から切り出した樹木をこちらに一度置くための置き場をつくられると。その置き場としての

目的がなくなれば、土地所有者のほうに返されるというふうにお聞きしております。

○杉江

わかりました。恐らくまた土地があいたからといって、ほかの建設会社の資材置き場とかいうように変貌していくおそれが結構あると思うんです。なかなかそこまでみんな監視の目が届かないのでね。だから、当然ある一定の期間限定のこういう資材置き場ということであれば、終わったときに、やはりそれは土木事務所として確認して、好き勝手に使った場合はペナルティを何か課すとかいうような指導がいいと思います。

恐ろしいことは、転貸し転貸しになってしまうと、借りたものは費用を出しているから何を使ってもいいではないかという解釈になります。こういった鴨川の環境保全条例あっても、土地の所有者、次、実質面使うところはそれを守っていくことになるけれども、2人、3人、ずっと変わっていくと、そういう意識がまったく薄れます。それで、ああ、しまった、しまったというふうに、例の産廃の中間処理施設みたいになったら、取り返しがつかないと思いますので、その点よろしくお願いします。

○金田座長

今の御意見は、ここに許可を出された趣旨をきちっと踏まえて管理をお願いしたいという、そういうことだろうと思いますので、よろしくお願いします。

ほかに御意見とか。すいません、どうぞ。高橋さん。

○高橋

ちょっと知識不足なのですけれども、鴨川環境保全区域の指定なんですけれども、これはどのような指定なのかということを知りたいのですが。

○金田座長

事務局のほう、ちょっと説明をしていただけませんか。

○事務局

鴨川条例の中に規定がございまして、すいません、条例の第8条になるのですか、これを読ませていただきます。申しわけございません。第8条「知事は、鴨川等の清流等を守るため、鴨川等の区域に土砂等が流入することを防止する必要があると認めるときは、鴨川等の区域に隣接する一定の区域を鴨川環境保全区域として指定することができる。」と。

「知事は、鴨川環境保全区域を指定するときは、規則で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。これを変更し、また廃止するときも同様とする。」というこの8条がございまして、まずこの条例をつくっていただきまして、その後指定をさせていただ

いたというような形でございます。

具体には、先ほどの資料5の裏面のイラストみたいなもので申しわけございませんが、鴨川が右手のほうに流れております。上のイラストでも下のイラストでも結構です。ごらんいただきたいのですが、鴨川が右手のほうに流れておりまして、これは上流から下流を見たイラストでございます。左手のほうには府道が走っております。これは、雲ヶ畑のほうへずっと走っていく府道でございますが、この府道の高さまでの対岸までのエリアを鴨川環境保全区域として、鴨川の清流に影響がある範囲ということで区域指定をしております。具体には、この地図にあります、地図の真ん中に蛇のようにくねくねとしておりますが、鴨川環境保全区域ということで、川を挟みまして兩岸の府道までの高さの範囲が指定区域としてなされておるといふものでございます。その図面の位置図の下のほうに、河川保全区域（既指定）、河川区域から18メートルというものが書いてございますが、これは河川法で指定をしておる河川保全区域のことでございますが、河川区域から18メートルに限られた区間だけ指定をしておるのですが、今回の鴨川環境保全区域については、先ほど来、出ております府道までの高低差が非常に大きいところは幅広く指定をしておるといふような形で、府で指定している考えといたしましては、最大限の指定範囲を取り込めたのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○金田座長

よろしいでしょうか。

○高橋

法律はよくわかりましたけれども、実は私、マラソンのトレーニングでここから雲ヶ畑までよく走るのですけれども、走っている途中で突然景色が痛々しい景色に変わるのでね。それがやはり何箇所かある。この、言葉だけ見ますと、鴨川環境保全というふうになっているのですけれども、とても保全されているとは思われないのですけれども、これが民有地であるとか、いろいろな法律であるとか、既成事実であるとか、ということがあるとは思うのですか、一府民としてそこを通ったときに、鴨川の上流の中で非常に痛々しい景色があるのは、何とかならないのかなというふうに思っておりまして、この機会に少しご質問をさせていただいて、民有地であるとかいろいろなことがあろうとは思いますが、少し、もう少し何とかこう道を歩いていたり、走っていたりするときに、きれいな自然の景観をそのまま残せるような、あるいは回復できるようなということを考えら

れないのかなど。

四国の四万十川というのがありますけれども、四万十川も当初、非常に産業廃棄物であるとか護岸工事であるとかたくさんされたようなのですけれども、県民の力で護岸工事をしたところを自然の護岸に現状を回復したという実績があります。確かに非常に川の中に屋形船を浮かべて、そこから見ますと、石積みもコンクリートも何もなく、自然のまま非常にきれいなのです。そういう景色を知っておりまして、鴨川の上流に向かって走って、あるいは下ってくると、非常に痛々しい景色なので、環境保全区域、環境保全というのは何なのかということで、ちょっと法律的にはいろいろ障害があろうかと思いますが、お考えをいただきたいなと思って、ちょっと発言をさせていただいたのです。

○金田座長

ありがとうございます。恐らく、その点につきましては、この鴨川府民会議で御議論いただいている方々すべてに共通する意見だと思いますし、それ以外にも、そこだけじゃなくて、皆さんお感じのところだと思います。それを何とかしようということで、条例からこういうふうに動いているのですが、まだまだ不備なところはいろいろあると思いますが、そのところを行政にも努力をしていただき、我々もいろいろな観点からサポートできることはサポートしながら進めるという形にならざるを得ないというのが実情で、なかなかまい具合にいかない部分があるのですけれども、今の意見、本当に皆さんに共通するところだと思いますので、ひとつどうぞよろしく願いいたします。

ほかには。はい、どうぞ。

○菅

菅です。今の高橋さんの意見と全く同じような意見になってしまって恐縮ですが、一言私も述べさせていただきたいと思います。

実は最近私、比叡山に登る山中越え、北白川から山中越えがずっとあるのですけれども、その道を車で通りました。昔は景観のよい眺めのよいところでしたけど、まさに今の高橋さんの意見ではないのですけれども、この沿線がすべて大型の廃棄物があったり、コンクリートのそういう業者があったり、碎石場があったりと、見事に眺めが全くもう、比叡山に登るという一抹の風情を感じる、むしろ汚さというか、何とも言えない暗たんとした思いでその道を通りました。当然眺めだけでなく、水質も安全性も阻害されていると思うのですけれども、多分そういうことを規制する条例がなかったことによるのかと思いますけれども、よりによって、そういう景観が守られなければいけない、安全性が守られなけ

ればいけないところに、そういうコンクリート業者であるとか廃棄物の置き場であるとか、町の中では考えられないような業者がそこに並んでおります。恐らく、この鴨川の上流についても、その延長線で全く同じことじゃないかと思います。本来なら環境とか安全性とか景観とか、守らなければいけない、そういうかえって逆にそういうことを汚すような業種がいっぱいそこに並んできております。当然、それを規制する条例が適応されなかったかと思うのですけれども、やはり今回こういう許可される1、2の例についてもそうですけれども、当然厳しいチェックが必要かと思います。河川上流域の水質の環境悪化とか、安全性の悪化であるとか、景観の悪化であるとか、すべてそういったことの保全を求めるそういう条例というのでしょうか、チェックを求める条例というのですか、そういうことをぜひ制定、あるいは条例を厳しくしていただくということでしょうか、お願いしたいと思います。

以上です。

○金田座長

ありがとうございます。今の御意見は、高橋さんの御意見と同じような御意見に加えて、さらに比叡山の山中越えのあたりなどの問題も御指摘の上で、そこについても考えるべきだという御指摘だと思いますが、府民会議のプロパーの対象とはちょっと違うのですけれども、恐らく多くの方の共感を得るところだと思いますので、また可能であれば、お考えをいただきたいと思います。

ほかによろしいでしょうか。どうぞ。

○大牟田

この際教えていただきたいのですけれども、環境保全区域ともう一つありますね、自然環境保全地域というのが。ここの違いはどう違うのでしょうか。例えば、石清水八幡宮などは、あの男山は自然環境保全地域ですよ。でも、あそこは私有地がたくさんあるんだそうで、そのうち、この男山が全部石清水八幡宮まで家がいっぱいになったらどうしようと言ってらっしゃいましたので、そここのところ、自然と自然がついていない環境保全地域とどう違うのか、この際教えてください。

○金田座長

事務局のほう、何か。

○事務局

鴨川環境保全区域につきましては、先ほど私のほうから条例の条文のほうを読ませてい

ただきましたが、鴨川条例に基づいて、今回新たに平成20年の1月だったと思うのですが、指定をさせていただいた非常にできたての区域でございます。条例ができて以降の行為について、京都府のほうで許可に至るものかどうか審査をするという形で今回、指導している状況でございます。

御質問の自然環境保全地域については、少し私の知識が足りないもので申しわけないのですが、何か条例、法律等で別途指定されているもので、その自然景観を守るために措置されたものであろうというふうに、ちょっと言葉からは類推させていただいています。

○金田座長

自然環境保全区域、これはどこの単位でつくられているのか御存じでございますか。

○大牟田

京都府の、ちゃんと冊子がありまして、鴨川納涼のときもちゃんとこの冊子が出ていました。

○金田座長

京都府の自然環境。ちょっと記憶に。はい、どうぞ。

○事務局

事務局のほうで承知しているものがないので、また参考までにとどうか、こういうものがあるという御意見ですので、事務局で調べて、また情報提供をさせていただきます。

○金田座長

次回までに確認をして御報告をお願いいたします。

ほかに御意見ございませんでしょうか。そうしましたら、いろいろと問題があると思います。条例が万能ではございませんので、それをいかに適切に運用できるかどうかというのが一番重要な点だと思います。どうぞよろしく、本来の目的に近づくように、運用のほうをよろしくお願いをしたいと思います。

(3) 「鴨川下流域整備を考えるシンポジウム」の開催結果について

○金田座長

それでは、報告事項の3番目に入らせていただいております。3番目は、「鴨川下流整備を考えるシンポジウムの開催結果について」ということでございます。報告をお願いいたします。

○事務局（山本）

河川課計画担当の山本でございます。鴨川下流域整備を考えるシンポジウムということで、去る3月21日でございますが、お手元に配付させていただいております資料6のペーパーのうち、カラー刷りの見開きのペーパーがございますが、これを裏返していただきますと、シンポジウムの内容を簡単に記載させていただいております。

3月21日に本会議の座長であります金田先生のほうから、基調講演をいただきまして、「変わってきた鴨川下流域の姿」ということで、まとめとして今後より多くの人に親しまれ、利用される空間として、やはり整備を進めていく。いかにその利用を高めていくか、そういうことについて、地域の方々に関心を持っていただくことが重要だということを発信していただきました。本会議のメンバーでもございます中村桂子さん、杉江貞昭さんにも御参加いただきまして、そのほからくなん進都整備推進協議会のまちづくりの座長をされている京都市の島田さん、観光協会の望月さんにも加わっていただいて、パネルディスカッションで整備の内容を御報告させていただいて、いろんな提案等をいただいたということでございます。

簡単に基本プランの内容について、カラー刷りのほうで御説明をさせていただきたいと思っております。

まず、鴨川公共空間の整備ということで、基本的な考え方として、鴨川につきましては多様な方々がいろいろなそれぞれの目的で利用されておられます。今後一層地域に親しまれ、多く人々に利用されるように、特に下流域につきましては、分断された箇所もございます。そういったところの連続化を図っていき、ウォーキングやジョギングなど利用しやすい空間づくりをしていこうということで、高水敷の整備ということをまず1点目に挙げてございます。右の図でございますが、大きくは上流域、丸太町橋あたりから上流域でこの青色の線を周回いたしますと17キロほどのコース設定ができます。それから、中間部、丸太町から七条あたりまでの間、約3キロでございますが、これは既に平成11年ごろまでに実施しております花の回廊整備等で左岸側については整備を終えておりまして、この高水敷を利用させていただくと。右岸側につきましては、今回、三条から四条、五条ぐらいまでの間でございますけれども、のり枠なり石畳で少し通行しづらい、歩きにくい高水敷になっておりますので、緑と自然とそれから利用者の快適性を考えるような高水敷の再整備をしていこうと。それから下流域につきましては、京川橋あたりから七条までの間の周回コースでございますが、連続化を図るような整備をしていこうということで、これで約

14.4キロの整備を進めていこうということでございます。

特に、下流域につきましては、これまで大規模な不法占用等がございました。そういった問題を解決しながら、一定河川の公共空間を整備できる状況になってきたということで、見開いていただきまして、それらの区間について、現状ではコンクリートが主体の整備になっている部分もございます。そういったところで、まず大きくは水とふれあえる回廊ということで、関係者なり、水際を再生していこうという部分、それから先ほど言いましたように、現状では少しコンクリート等がかたいイメージのあるところについて、緑を戻していこうと。その中で人々の利用を図っていこうという区間を考えてございます。今回そうした下流域の区間において、拠点整備ということで候補地を選びまして、イメージをまとめております。

主なものとしたしましては、下流から京川橋から小枝橋あたり、ちょうど図面で言いますと左端の部分でございますが、西高瀬川の背割堤、合流する直上流のところでございます。以前は、ここに豚小屋等があったというところでございますが、この撤去が終わりまして、一定環境整備を図れる状況になったということで、地域のサイクリングロードの休憩スポット、それからこの鳥羽地区の歴史や鴨川のジョギングコースの案内等を設けながら、ゆっくりと親水できるような空間を設けていこうということと、河川改修とあわせて高水敷の環境整備をしていきたいということでイメージパスをつけております。

それから、堀川合流部ということで、真ん中の航空写真でいきますと、ちょうど折り目あたりの上側のところでございますが、京都市の火打形公園と一体的に整備するような内容で、桜並木それから高水敷の整備、ここでも改修とあわせて水際の再生等を考えていきたいということで、イメージパスをつくっております。

それから右側、上流のほうへ行きますと、竹田橋から陶化橋間ということで、ここについては右から2つ目の写真とイメージパスがございまして、少し市街地側のほうの護岸、護岸というのか擁壁を積み増して、積み増しというか高くしまして、その結果として、堤防の天端部分、下のイメージ図にございますように、従来の堤防の天端よりも倍ぐらいの幅を確保できるようになりますので、そういったところでの利活用が図れるような整備をしていきたいということで、当日で何点かの樹木の色合いを変えたようなイメージも提案させていただいておりますし、ホームページのほうでも掲載はさせていただいております。

あと、右端のほうは、緑の回廊ということで緑化を中心に図っていこうということで、整備を進めていきたいという御提案をさせていただきまして、そういった内容を踏まえて、

シンポジウム、パネルディスカッションでの意見、当日の御意見、その後のホームページでの御意見等の結果を本日御報告させていただきます。

資料6のもう一つの左肩ホッチキスどめのペーパーのほうをごらんいただきたいと思えます。

当日シンポジウムでの意見、ホームページでの意見で、意見総数32件いただいております。まとめといたしましては、プランの内容に関わる意見としまして、やはり自然環境に配慮し、憩える、くつろげる、水に親しめる整備をとという御意見を9件、それから、利用者は沿川の住民であり、地域の意見を十分に聞くべきという意見が7件、それから地域の文化や歴史と連携した整備内容、それから鴨川のあり方ももう少し考えてはどうかという御意見を7件、それから安心安全を第一に考えた公共空間整備を求めるということで3件、それからその他の意見として、性急な整備はやめるべきではないか、それから河川敷を市民農園にしてはどうか、短期、中期の目標を持って考えてはどうかというようなことを合計29件、プランの内容にかかわりましていただいております。

プラン以外の要望の内容として、ホームレスの問題、草刈りの回数、自転車通行の制限というようなこともいただいております。その詳細につきましては、次のページのほうに詳細な内容をいただいております。

シンポジウムのほうで御意見、まとめとしてですけれども、やはり安心安全を第一に、パネルディスカッションのほうでございしますが、第一に確保していく。それからやはり地域の方が主に利用される、利用してもらえるような整備をとということで、さらにそのニーズの把握に努める地域の意見を聞くべき、尊重すべきと。それから、やはり地域にとって愛着を高めるようなことも取り組みとして考えてはどうかということで、例えば地域の記念植樹のスポットを確保してはどうかというようなこと、それから、鴨川の魅力を発信していくために、都市河川サミットというようなものを考えてはどうかと。それから、やはり地域の継続した関わりが必要ということで、整備後の環境というか、その施設の維持、それから環境を保全するような愛護の推進員、地域の方からそういったことも取り組んでもらったらどうかということ。それからやはり、少し地域から、京都の事務所なりからは少し距離がありますので、地元の意見を聞けるような、声の届くようなそういうこともやっぱり考えるべきではないかというようなディスカッションでの御意見もいただいております。そういった内容も踏まえて、こちらに39件の内容を書かせていただいております。

中身の中では少し、もっと工夫すべきだという意見もございしますが、分野的に分けてい

きますと、こういった内容になろうかなというふうに考えておりました、やはり結果として、枠囲いしておりますが、下流域の地域や住民の意見を十分に聞きながら、自然環境の保全、それから利用者が集い、憩えるような公共空間を創出していくことについては、賛同いただけたのではないかとこのように考えてございます。

これからの具体的な進め方というのか、考えてございますが、今後この基本プランで掲げた拠点箇所につきまして、やはり一番大きく意見をいただいております自然の環境に配慮した整備、それを地域の方の意見を聞いて進めるというところを十分に考えていきながら、進めていきたいということで、地域や住民のニーズを聞くためのワークショップ、それから、その後の管理に当たってのいろんなところでの仕組みづくりも踏まえて、やはり地域、住民の方々の意見を取り入れながら、計画段階から連携して、具体的なさらに詳細の内容を決めていく設計を進めていきたいと考えてございます。

さらに、そういった経過をこの会議にも御報告させていただきながら、幅広い観点から御意見をいただいて、具体的な整備の内容、例えば、先ほどリーフレットのほうでさせていただきました、やはりこの会議でも四季を感じる樹木、そういったものを取り入れたらどうかというようなお話もございますし、芝生だけではない、ツメクサとかそういった草花も考えられるような、芝生単一のものではないようなものを工夫してはどうかというようないろいろな意見をいただいておりますので、そういったことも反映しながら、どういった環境というか、新しい整備の内容をまとめていくか、御意見を聞きながら進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○金田座長

はい、ありがとうございました。何か御質問ございませんでしょうか。はい。

○池永

先ほど、ちょっと申し上げましたけれども、5月2日の連休に私、七条大橋から約2時間弱かけて桂川との合流点ですかね、西高瀬川からちょっと下がったぐらいまで歩いたのですが、実直な感想としまして、もっと荒れ野原といいますか、そういう感覚で初めて歩いたのですが、結構左岸に関しては整備されているなど。遊歩道であれ、サイクリングをやるにしろ、余り障害は無く、現状のままで左岸に関しては、ほとんど問題ないのではないかとこのように感想です。それと同時に、実際、川で魚釣りをしている方が、この長い距離の中で、多分五、六人位で、焼肉をやってらっしゃるパーティが1件ぐらいしか

ありませんでした。5月の連休の、非常に天気のいい日です。結局、川の周囲といいますか、右岸は住民の家がそれほどないというのが実直な感想なのですよね。今後の重点整備計画として、下流域に力を入れるというのが方針だと思うのですが、これは私の個人的意見ですが、それよりも、例えば高野川が今極めて中途半端なところで遊歩道がとまっているわけですよね。高野川に関して言えば、やはり子供の楽園、宝ヶ池公園ですね、この辺までつなげると。鴨川に関しては、終野の呼び方でよかったですかね、やはりそこまでつなげる、エンドの終わらせ方が上流に関しては不十分というか、現在中途半端なところで区切っているというのが、私の感想です。すでに片岸だけでも、あるところを兩岸優先的につなげていくというよりは、左岸も右岸も歩道のないところにもうちょっと当面比重を置く必要があるのではないかというのが、実際に歩いてみて感じた意見です。

○金田座長

はい、ありがとうございます。ほかに御意見ございませんでしょうか。はい、どうぞ。

○松井

松井です。確かに環境整備という面でいうと、こういう方向性だと思うのですが、確かにこれつくって、ただ、この前のような水害というか、鹿ヶ谷あたりで100ミリを超す雨が降ると、鴨川でもやっぱり過去洪水がありましたから、せっかく公園をつくっても、それに対応できるだけの治水ですね、その公園まで上がってこないかという心配も計画性に入れていかないと、せっかくつくったもので、そこで人が流されるというようなことがあれば、また安心安全の面では不十分になるのではないかと思うので、その点も考慮しながら、つくっていかねばいけないように思います。

以上です。

○金田座長

はい、ありがとうございます。この第2期では、本日は説明はしていないのですが、既に何回も説明しているもので、要するに、流量を鴨川として降水時に確保できる、どれだけ確保できるかということ河川整備の基本として算出して、それに基づく流量確保のための工事を基準として、考えていただいているというのが第1期のときに我々がよくお聞きした計画ですので、今の点については、実際にどれだけ雨がいつ降るのか全然わからないものですから、不測のことが起こらないという保障はないわけですが、基本的には考慮してあるというふうに理解しております。

ほかに御意見。はい、どうぞ御質問。

○土居

鴨川の上流から下流まで非常に長い流域でございます。

その中であって、この地域はこういう部分を強化するとか、例えば歴史と文化をすごく発信したい流域もあれば、安心安全を強化する流域、それから人々の憩いであるとか、そういう鴨川全体をどう捉えるかというコンセプトと申しますか、哲学みたいなものを共有した上でこの整備計画がなされなければいけないのではないかなというのは感じます。

三条大橋に天正年間に秀吉が文字を書いている擬宝珠がございますけれども、池田屋事変で刀傷がある擬宝珠とか、そういったものを観光客の方も、そして府民も市民も、もっとわかって鴨川を楽しむみたいな、そういった発信の仕方ももっと必要ではないかなというのを感じましたので、ぜひ整備計画にもそういった視点を入れていただければと思います。

○金田座長

はい、ありがとうございます。ほかに御質問、はい、どうぞ。

○高橋

今の御意見と非常に似た意見ですが、私もこの整備基本プランというのを見せていただいて、非常にいいプランだとは思いますが。ただ、鴨川を、例えば50年、100年先にどういう姿にしていくのか、そういう中長期のマスタープランみたいなものがあるのかないのかということをもっと一つお聞きしたいのが一つと、その将来的なイメージ、どういう形にするかという全体像がなかなか、今までの会議の中では出ていたのかもしれないですけども、ちょっとつかみきれない。そういう将来的に、50年、100年先にこういう形にするために、だから、今こういう整備をするのであるというふうな段階になっているのかどうかということと、もう一つは、マーケティング発想が必要だと思います。

というのは、やはり地域の住民の人たちが利用する、あるいは観光客が利用する。そのために何が必要なのか、何が不要なのかというマーケティングの発想がやっぱり計画の中にある程度ないと、つくったわ、管理はしたわ、利用はしたわとばらばらの実施になりかねないというふうなことを少し感じますので、2点ほどちょっとお伺いしたいと。

以上です。

○金田座長

はい、ありがとうございます。私自身もこの鴨川下流整備のシンポジウムに出ておりま

したので、ちょっと一言御報告させていただきますと、このときの基本はいろんな意見をお聞きするということが主目的であったわけですが、下流域の整備については基本的に、以前は河川敷でありながら、その利用ができないような形の占拠が行われていたのが、一定の期間の努力によりまして、かなり改善されて、ようやくそれを考えることができるようになってきたというのが基本的な段階で、ただ、人々の関心と利用がどのように進められるのか、あるいは深められるのかというようなことに依然として問題があるというような位置づけで御意見をお聞きするという形で行われたというふうに理解をしております。その意味では、基本的な方向性としては、理解を得られたと思いますけれども、まだ御指摘のような、実際に本当にどういった形で地元で望まれる形があり得るのかなということも含めまして、まだまだ具体的な、これは基本計画という位置づけでありますけれども、具体的な実施計画ということになると、まだまだこれからだというふうに私も受けとめさせていただきます。

そんなようなところでしたが、何かほかに。どうぞ。

○事務局（山本）

中長期のマスタープランの御質問と、それからそれに向かって何が必要なのか、そういうことを踏まえることと、それからマーケティングというのですか、何が求められているのか、それに対してどういった整備内容が含まれるのか、そういったことに関する御質問だと思うのですが、中長期のマスタープランということで、一つは先ほど、もう一つ鴨川の魅力を発信していく、区間ごとにどういうふうにしていくかというところがございます意見と共通する部分があるかと思うのですが、鴨川につきましては、昭和10年の京都大水害を受けまして、現状の河川形状としてはほぼおおむね70年ほど、昭和22年にこの河川形状になりまして以降、約60年、70年近く、都市京都市の中を還流する川という姿ででき上がっております。

中長期のマスタープランとしては、私どもとしては、今の現状の既に京都市内の地域の方、場合によっては観光客の方々に認知されているこの鴨川を、基本的にはどう守っていくか、それからいいところを残し、まだまだ改善すべきところがございますので、そういったところについてどのような対処をしていく、その改善を図っていくかというところが一つ目指すべきところであると思っております。

その中で、先ほどお話も出ましたどのような魅力を区間ごとに考えて発信していくかというところについては、地域の方々の取り組みの利活用の内容も踏まえたあり方について、

少しいろんな情報を集めながら、鴨川のあり方ということを中心に発展形として考えてまいりたい。それは、地域のまちとの関わり、それから歴史、文化との関わり、それから今現状で利活用されている方々の利便性等で改善しなければならないような内容、そういったことをまとめるとともに、自然環境の部分でもやはりいろいろなスポット的には好ましい部分もありますので、保全していくものがどういったものがあるのか、そういったところをあり方として少しまとめていって、その保全していくもの、残していくものというのをやはり鴨川としてどう捉えるのかということは検討してまいりたい。そこが一つの方向性ではないかなというふうに考えております。

先ほど、金田先生のほうからお話がありましたが、この下流域、特に七条からの下流域につきましては、戦後のいろんな問題の中で占拠されていた地域もございますし、先ほど少し改善ができたというところで御報告させていただいた豚小屋と、そういう解体業の場所とか、そういったところの不法占拠の場所が解決できた。それ以外にも現状まだ残っているところは何箇所かございますが、まずはそういったところでの利活用はこれまで手が入られなかったところを、やはり中流域、今現状で七条より上流でいろいろ利活用いただいている鴨川と同じように、まず利活用できる状況まで持っていきたいというのが一つは、中期的な目標ということで考えてございます。

その中で、先ほど御指摘いただきました、やはりマーケティングというのですか、では鴨川をどう魅力を発信していくのかで、鴨川の魅力として、どういったことを盛り込めば、そういう発信ができるのか、利活用につながるのか、そういったところについては、やはり我々としては地域の方々、それからやはり京都の鴨川というネームバリューを使って、全国的にもいろんな御協力をいただけるような仕組みを考えていけるのではないかなというふうに思っております。

これは例えばですけれども、先ほどの資料の中で、カラー刷りの中で、拠点整備の候補地で、竹田橋から陶化橋、この間2キロほど区間としてはございます。例えば、何かの並木という形ででき上がれば、ここには地下鉄くいな橋という公共交通機関もございますし、幅広くなる公共空間の中で、その名物の、名所としての成り立ちなんかも考えられるかなと思っております。

そういったところを先ほど御意見いただきましたマーケティング、それから地域の方々の御意見なんかを踏まえながら進めていければというふうに思っておりますし、またそういった中での途中での御報告の中で、そのマーケティングの部分での御意見なんかもい

ただければ、よりいいものができるのではないかと考えております。

○金田座長

はい、ありがとうございます。下流域は特にそうですけれども、全体につきましても、鴨川条例自身が実はいろんな固定的に考えるべきではないということの発想を含めた条例になっているというふうに書いていますし、全体についても少し御議論をいただいた中で、この2年間の中で一度鴨川条例も含めまして、全体の御理解を得て、あるいは御意見を得られるような機会をつくっていただいたらよろしいのではないかと思います。

特に、長い流域でありますし、場所によって性格が違いますので、ただいま御指摘のようないろんな問題、あるいはいろんな性格の違い、いろんな方向性を探るべくことがあると思いますので、そのあたりは、今急にといっても、なかなかちゃんとした議論もできませんので、2年間のうちに少し準備をしていただいて、あるいはその理解が進んだ段階で、また改めて検討する機会をつくっていただきたいというふうに思います。どうぞよろしく願いをいたします。

○事務局（山本）

新しくメンバーも加わられた方もおられますので、昨年取りまとめております鴨川の河川整備計画、それから当面の5年間の整備計画を進める上での5年間の実施プランということでアクションプランというのをまとめておりますので、重複される方もおられるかもしれませんが、一応そういった資料をまた全員の方に配付させていただいて、また何か意見なり御質問があれば、河川課のほうにいただければというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○金田座長

よろしく願いいたします。

というようなことで、このことについては、下流域のシンポジウムをやったというのも御意見をお聞きするためだというのが一番の大きな目的であろうと思いますけれども、これで終わることじゃなくて、要するに、ようやくこういうことができるようになったという段階でございますので、そういったことの御報告であるというふうに御理解いただけたらと思います。

(4) 「京の七夕」事業について

○金田座長

またしても私の最大の弱点ですが、時間の配分ができてないんですが、その次に報告事項の4番と5番が残っております。「京の七夕」事業についてまず御報告いただいて、その後若干の時間で、「鴨川四季の日～春～」これ、場合によったら一緒に御説明いただいてもよろしいのですが、まず御報告をお願いしたいと思います。

○事務局（福井）

それでは、資料7でございます。「京の七夕」事業の概要についてでございますけれども、これにつきましては、前回の府民会議で御説明をいたしまして、昨年度の知恵博の開催時の意見交換の内容を参考に企画されているとの説明をいたしましたが、もう少し具体のものができたということで、本日、担当の部署から申し出がございましたので、御説明をしたいと思います。よろしく申し上げます。

○保科（京都府観光課）

失礼します。観光課の保科と申します。座って失礼します。

前回の説明とダブる分もございりますが、簡単に今回の概要につきまして御説明をいたします。

資料7の1でございます。七夕、今、織姫と彦星の一夜の逢瀬というのが有名ですがけれども、本来は、諸技芸上達、織物だとかそういうようなのを上達を願う催しだったということで、京都の場合、できれば旧暦の七夕をお祝いする形で願っていきたい。それにつきましては、平和とか環境保全の願いを京都から世界に発信をしていきたいというふうに考えております。

開催期間につきましては、8月6日から15日の10日間を予定しております。御存じのように、8月6日は広島に原爆が落とされた日、9日が長崎、それから8月15日は終戦記念日ということで、こういった平和とか環境について思いをはせるのにいい時期ではないかということで期間を設定しております。

実施主体につきましては、京の七夕実行委員会というのを4月14日に17団体で設立をし、きょうお越しの鴨川を美しくする会さんにも入っていただいております。

事業内容につきましては、1つ目、大きく分けまして、堀川会場ということで、堀川を今主に京都市さんが整備されまして、二条城あたりから今出川あたりの堀川の遊歩道、河川敷を利用して、光の天の川だとか光の友禅流しなんかの光の催しをしていきたい。あわ

せまして、アート作品の展示、願い七夕、笹飾りの展示、それから二条城の夜間公開、堀川音楽高校でコンサートなどを企画されております。ここにかかわります鴨川会場につきましては、御池大橋と四条大橋の間を使いまして、竹灯りの散策路というような形でしていきたいと思っておりますが、これにつきましては特に8月7日、8日は鴨川納涼さんがみそそぎ川沿いの小道のところをお使いになりますので、そこと連携を図りながら、また、既に今納涼床のほうも出ておりますけれども、床組合さんが納涼床もお出しになっていまして、前回も御報告はございましたが、納涼床のほうでも笹飾りのほうの取り組みを進めたいというようなことを聞いておりますので、そうしたところと御協力をいただきながら進めていきたいと思っております。再度、後ほど申し上げます。

(2) 協賛事業ということで、それ以外の会場ということで、京都府内の神社、お寺なんかにも七夕の協賛の催しを今お願いしているところがございます、一部神社に、お寺によりましては、夜間特別拝観だとか、七夕飾りなんかをしていきたい、また商店街やターミナルの駅なんかでも盛り上げの笹飾りをしていきたいというふうなことを聞いております。あわせて(3)のところがございますが、今回の竹なり笹を使うにあたりましては、放置竹林の整備をあわせてしまして、今京都府でもモデルフォレストというような形で整備を進めている部分があるのですけれども、そうしたところともタイアップをして、放置竹林の活用にも活かしていきたい。

それから、そもそものコンセプトですけれども、七夕といえば仙台の七夕が有名なのですけれども、あれは非常に大きくて賑やかなお祭りという感じがするのですが、京都の場合は、逆にしっかりと落ち着いたもので進めていこうということで、そういうコンセプトで今進めております。

裏面のところに、鴨川会場の図面を簡単なものをつけさせていただいております。先ほど申し上げましたように、8月7日、8日は鴨川納涼さんがございまして、多分その準備と撤去で8月6日、9日もかなりの部分そこでお使いになろうかと思っておりますので、鴨川納涼さんと連携を図りながら、一方左岸のほうでは七夕飾りを通行の支障のない範囲で飾ってきたい。また、みそそぎ川の横につきましてはエコ行灯だとか、みそそぎ川の竹灯り、それから願いの小径と書いてありますのは、七夕飾りを考えております。こうした形でこの期間を進めていきたい。それから、最後には鴨川の美化活動まで含めて、今回の七夕事業として考えております。

簡単でございますが、説明を終わらせていただきます。

○金田座長

はい、ありがとうございます。何か御質問ございませんでしょうか。

以前から催し物がある際には、特に鴨川では必要以上に華美になったり、必要以上に野生動物等にも影響のあるような光の量について必要以上にならないように注意をすとか、そういった配慮を十分をお願いしているところでございますが、今回のものにつきましても、そういうことを配慮して計画していただいているものというふうに理解をしております。

○金田座長

もし、特に御質問がなければ、5番の「鴨川四季の日～春～について」というところに入りたいと思います。

はい、どうぞ。

○久保

お時間のないところ、すいません。何分、これは堀川会場はともかく、鴨川の場合、河川敷で催しをされる部分というのがございまして、雨が降ったときとか、それから増水の可能性というのはゼロではないのですよね。その場合に、リスクマネジメントというか、鴨川納涼さんは鴨川納涼さんで、グループで考えてらっしゃるわけですし、そのようなこともきちっと計画性を立てた上で、たった二日でもそれをやってらっしゃるのですが、1週間ですよ。この間の、もしそういった大雨が降ったりとか、それから最悪の場合、ちょっと本流のほうのみそそぎに超えてきたりとか、そういった状況になったことをどういふふうに対処すればいいかというのをちょっと聞かせていただきたいのですけれども。考えてらっしゃることを。

○金田座長

お願いいたします。

○事務局

すいません、御質問のほうにお答えさせていただきます。今、先ほどの御説明があった計画について、具体のものをどんどん詰めておられる段階なのですが、御指摘の点につきまして、河川管理者といたしましても、増水時の来場者の誘導であったり、置いてあるものが流されないような措置、そういったことは今後出てくる具体のものについてチェックをしていきたいというふうに考えております。

現在聞いている内容をお伝えさせていただきますと、先ほど資料7のところでございます

した。資料7の裏面のほうで、カラーの鴨川会場と書いてありますものでございますが、みそそぎ川の竹灯りについては、間伐された竹を利用した灯りをつけられるというのをお聞きしておりまして、増水が起きるといふことになれば、すぐに除却が可能なものというふうにお聞きしております。上流側のエコ行灯というふうになっておりますものについても、昨年、知恵博のときに設置されているものと同じようなものというふうにお聞きしておりまして、これも簡易に除却できるものというふう聞いております。

対岸のところに笹飾りというふうになっておりますが、これは護岸よりも上のところを利用して飾っていきたいというお話もされておまして、まだ最終、またお聞かせいただけることにはなっておるのですが、基本的には治水上、支障がないところに設置いただけるものというふう考えております。

そういう洪水時の状況を当然想定した形での指導をきちっとさせていただきたいというふう考えております。

以上でございます。

○金田座長

それでは、どうぞリスク管理の点、どうぞよろしくお願いをいたします。

(5) 鴨川四季の日～春～について

○金田座長

そうしましたら、5番の本日最後の報告事項でございますが、「鴨川四季の日～春～」について、報告をお願いします。

○事務局（福井）

資料8について御説明をいたします。ことしの「四季の日～春～」については、4月3日から11日までとして、資料にお示ししておりますとおり、ホームページでの情報発信や府庁内での展示、それから鴨川茶店での出展を行いました。府庁の旧館の一般公開のときには、1万6,000の方が来場されておまして、それにあわせて展示も実施しております。また、鴨川茶店では500の方がブースに来場されておまして、啓発物品の配布を行っております。裏面のほうにその鴨川茶店での出展ブースの様子を載せております。

報告は以上でございます。

○金田座長

はい、ありがとうございます。何か大変な数字を承ったような気がしますが、そういう意味では好評だったと考えてよろしいのではないかと思います。何か御質問はございますでしょうか。

最初ですから、時間を気にしていたのですが、ちょうど今4時半でございます。何とかそれほど大きくずれないで、時間を終えたような気がするのですが、もし何かぜひという御発言がございましたら、手短かにひとつお願いいたします。

○杉江

すいません、ちょっと時間、申しわけないのですけれども。資料の最後のほうに、本日初めての公募の方もおられると思うのですけれども、当会のほうの活動関係、チラシが入っておりますので、また参考にしてください。

それと、今年度2回目の定例のクリーンハイク、年間数回やっておるのですけれども、6月6日日曜日午前10時から、五条公園から丸太町橋ですね。この間4月29日に定例をやったのですが、そのときはみそそぎ川のほうも学生たちが清掃してくれました。できれば、この鴨川府民会議のメンバーの中から、状況では団体に所属しておられる方もおられると思うのですけれども、個人、団体でも結構でございます。ペラ1枚入れております。上の部分の切り取りを切っていただいて、今月末までに事務局のほうにファクスしていただいたらありがたいです。こういった場所でのいろんな意見もあると思うのですけれども、やはりみずからの足で河川敷を歩いていただいたら、それなりにいろんなものが見えてくると思いますので、一人でも多くの参加をお待ちしております。どうも。

○金田座長

はい、ありがとうございました。それでは、どうぞよろしく、もし可能な方はできるだけ御参加のほどをお願いいたします。

それでは、大変急ぎまして恐縮ですが、一応これで予定しておりました意見交換を終わらせていただきたいと思います。

それでは事務局のほうにマイクをお返しいたしますので、よろしく申し上げます。

○事務局（田井中）

金田座長、どうもありがとうございました。

これもちまして、本日の予定は終了いたしました。次回の日程につきましては、7月下旬を目途に、事務局で調整の上、改めて御連絡をいたしますので、よろしく願いをい

たします。

この後、先ほど申しましたように、第2回の初回でございますので、1回するときにもやらせていただきましたように記念撮影を行いたいというふうに考えてございます。中庭はやはり足元が悪くてできるかなと思っておったのですが、だめだそうですので、ロビーのほうで記念撮影をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いたします。撮影後、その場で解散をさせていただきます。なお、この会場につきましては、係の者が残ってございますので、荷物は貴重品以外はそのまま置いておいていただいても結構でございますので、どうぞよろしくお願をいたします。